

第九十二号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年東京都条例第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）第八条の規定の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第九 十 二 号 議 案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例